

枚方市駅周辺土地区画整理事業環境影響評価業務委託 仕様書

第1章 総則

1-1（業務の目的）

枚方市駅周辺地区における土地区画整理事業について、枚方市環境影響評価条例に基づき、第2種事業として環境影響評価を実施する。

よって、当該業務の実施については、枚方市環境影響評価条例、枚方市環境影響評価条例施行規則及び枚方市環境影響評価等技術指針を準拠するものとする。

1-2（履行期間）

当該業務の履行期間は、委託契約締結日から令和6年3月22日までとする。

1-3（委託費の支払い方法）

部分払1回・完了払

1-4（本仕様書の適用）

当該業務は、本仕様書及び発注者における調査職員（以下「調査職員」という。）の指示に従い施行しなければならない。

1-5（法令等の遵守）

受注者は、当該業務の実施にあたり、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

1-6（中立性の保持）

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

1-7（機密の保持）

受注者は、本業務の遂行上知り得た事項について、本業務期間中及び本業務終了後においても第三者に漏らしてはならない。

1-8（個人情報の取扱い）

受注者は、本契約に当たり枚方市個人情報保護条例に基づき個人情報を保護するため、別紙の個人情報に関する特記仕様書を遵守するものとする。

1-9（業務責任者の資格）

業務責任者は、業務等の履行にあたり、技術士（環境部門（選択科目が「環境影響評価」）又は建設部門（選択科目が「建設環境」））でなければならない。

1-10（その他業務に携わる者の資格）

当該業務には、上記の業務責任者及び照査技術者のほか、これらと同等の能力を有し、かつ環境影響評価書作成に係る業務、又は環境影響調査において実務経験を有する者を従事させなければならない。なお、業務責任者もしくは照査技術者が当該条件に該当する場合は、この限りでない。

1-11（成果品の審査）

- (1) 受注者は、当該業務完了時に調査職員の成果品審査を受けなければならない。
- (2) 成果品審査において不合格の場合は、修補を速やかに行わなければならない。
- (3) 当該業務の完了後において、明らかに受注者の責に帰す業務の契約不適合が発見された場合は、受注者は直ちに修補を行わなければならない。

1-12（引渡し）

成果品の審査に合格後、本仕様書に定めた提出図書一式を納品し、本市検査職員の検査を受け、その合格をもって業務が完了し引渡しを行うものとする。

1-13（権利業務の譲渡等の禁止）

受注者は、本業務により生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡又は継承させたり、発注者が貸与したデータを第三者に売却、貸与若しくは抵当権その他担保等に供したりしてはならない。

本業務により得られた成果品及び権利は、全て発注者に帰属するものとする。

1-14（疑義について）

本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合または本仕様書に定めのない事項については、発注者、受注者協議のうえ、これを定める。

第2章 業務

2-1 (業務の手順)

- (1) 受注者は、当該業務の実施にあたっては現状を十分に把握するとともに、過年度資料を精査のうえ、必要な協議・打ち合わせを十分行われなければならない。
- (2) 受注者は、契約締結後 14 日以内に下記の事項を記載した業務計画書を本市に提出し、調査職員の承認を得なければならない。
 - i) 業務概要
 - ii) 実施方針
 - iii) 業務工程
 - iv) 業務組織計画
 - v) 連絡体制（緊急時含む）
 - vi) その他

2-2 (業務内容)

1. 業務の内容や項目は次のとおりです。

(1) 計画準備

- ・計画準備
- ・事前相談

(2) 調査計画（準方法書）の策定

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定等の調査計画（準方法書）として、以下の項目をとりまとめ、枚方市環境影響評価条例第 12 条第 2 項に基づき、枚方市長と協議し、環境影響評価審査会に諮ったうえで、その意見を反映し、調査内容等の精査を行う。

必要な調査項目、調査期間等を精査した結果、調査項目、履行期間の変更等が必要となった場合は、調査職員と協議するものとする。

- ・地域概況の把握
- ・環境影響要因の抽出
- ・影響を及ぼす環境影響要因の把握
- ・予測及び評価を行う環境要素の選定
- ・現況調査を行う環境要素の選定
- ・現況調査計画案及び予測計画案の作成（準方法書、要約書各 100 部想定）

(※現段階における環境影響評価項目等については別紙に示す内容を想定する。)

(3) 現況調査・予測評価

1) 大気質（土地区画整理事業・想定建物）

対象事業等の種類、規模及び大気汚染物質の排出特性等を考慮すること。

1. 条件整理・既存資料調査
2. データ整理・まとめ

3. 予測・評価

※想定建物は参考予測のみ

2) 水質（土地区画整理事業）

対象事業等の種類、規模及び水質汚濁物質の排出特性等を考慮すること。

1. 計画準備
2. 既存資料調査
3. データ整理・まとめ
4. 予測・評価

3) 地下水（土地区画整理事業）

地下水質に係る調査項目は、対象事業等の種類、規模及び水質汚濁物質の排出特性等を考慮すること。

1. 計画準備
2. 既存資料調査
3. データ整理・まとめ
4. 予測・評価

4) 騒音・振動・低周波音（土地区画整理事業・想定建物）

対象事業等の種類、規模、騒音（低周波音を含む）の発生特性等及び振動の発生特性等を考慮すること。

1. 計画準備
2. 環境騒音・振動・低周波音測定（2地点・2回（平日・休日）を想定）
3. 道路騒音・振動測定（4地点・2回（平日・休日）を想定）
4. データ整理・まとめ
5. 予測・評価

※想定建物は参考予測のみ

5) 地盤沈下（土地区画整理事業）

対象事業等の事業計画等を考慮すること。

1. 計画準備
2. 既存資料調査
3. データ整理・まとめ
4. 予測・評価

6) 土壌汚染（土地区画整理事業）

対象事業等の種類、規模及び汚染物質の排出特性等を考慮すること。

1. 計画準備
2. 資料調査
3. データ整理・まとめ
4. 予測・評価

7) 廃棄物、発生土（土地区画整理事業）

対象事業等の種類、規模及び実施場所等を考慮すること。

1. 既存資料調査
2. 予測・評価

8) 交通（土地区画整理事業・想定建物）

対象事業の種類及び規模並びに地域の特性を考慮してすること。

調査項目は、交通安全施設の状況、自動車交通量、歩行者・自転車交通量、主要交差点の交通処理状況とする。

1. 現地調査（5地点・2回（平日・休日）を想定）
2. 条件設定（方面比率等検討）
3. 結果取りまとめ
4. 予測・評価（静的解析・道路や施設の整備による影響）

9) 交通（さらなる検討）（想定建物等）

- ・発生集中交通量
- ・ピーク時発生集中交通量
- ・地区内外の道路における自動車交通量
 - ①配分交通量
 - ②混雑度
- ・交差点交通量（13か所を想定）
 - ①方向別交通量
 - ②交差点の飽和度
 - ③交差点滞留長
- ・駐車需要量（自動車、二輪車）

交通手段分担率等を踏まえて、ピーク時における駐車需要の予測を行う。

- 10) 日照阻害（参考予測：想定建物のみ）
 1. 資料調査
 2. データ整理・まとめ
 3. 予測

- 11) 電波障害（参考予測：想定建物のみ）
 1. 資料調査
 2. データ整理・まとめ
 3. 予測

- 12) 風害（参考予測：想定建物のみ）
 1. 資料調査
 2. データ整理・まとめ
 3. 予測

- 13) コミュニティ（土地区画整理事業）

対象事業等の内容を勘案し、次の項目から選定すること。

 - ・年齢区分別人口の状況、
 - ・自治会、学校、避難場所等の状況、
 - ・交通施設、公共施設、商業施設等の位置及び利用の状況、
 - ・対象事業等の計画の状況
 1. 既存資料調査
 2. 予測・評価

- 14) 景観（土地区画整理事業）
 1. 資料調査
 2. データ整理・まとめ
 3. 予測・評価

- 15) 文化財（土地区画整理事業）

対象事業等の種類、規模及び実施場所の特性を考慮すること。

 1. 計画準備
 2. 既存資料調査
 3. データ整理・まとめ
 4. 予測・評価

16) 生態系（土地区画整理事業）

対象事業等の種類、規模及び実施場所の特性を考慮すること。

1. 計画準備
2. 現地調査
3. データ整理・まとめ
4. 予測・評価

17) 人と自然とふれあい活動の場（土地区画整理事業）

対象事業等の種類、規模及び地域の概況等を考慮すること。

1. 計画準備
2. 現地調査
3. データ整理・まとめ
4. 予測・評価

18) 地球環境（土地区画整理事業）

対象事業の種類・規模等を踏まえ、次の項目から選定すること。

- ・地球温暖化対策の推進に関する法律 第2条第3項に規定するに規定する温室効果ガス
 - ・特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第2条に規條に規定する特定物質
1. 既存資料調査
 2. 予測・評価

(4) 準備書に係る手続き

- ・環境保全目標の設定
- ・環境保全措置の検討
- ・環境影響評価準備書及び要約書の作成（100部想定）
- ・審査会対応
- ・説明会の開催
- ・市民意見に対する事業者見解の作成

(5) 評価書に係る手続き

- ・環境影響評価準備書記載内容の検討
- ・環境影響評価書及び要約書の作成（100部想定）
- ・事後監視調査計画の作成

2. 業務打ち合わせ（業務着手時、中間打合せ5回、成果物納品時）

当該業務の打合せは、業務着手時及び成果物納品時の他、中間打合せを業務の進捗に応じて適宜行うこと。

2-3（成果品）

- (1) 業務報告書 2部
- (2) その他、当該業務に関連して作成・収集した資料 1式
- (3) 打合せ議事録 1式
- (4) 上記の電子データを収納した記録媒体 1式

2-4（電子データの仕様）

- (1) Microsoft 社 Windows10 SP1 上で表示可能なものとする。
- (2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。
 - i) 文章：ワープロソフト Microsoft 社 Word（ファイル形式は Word2016）
 - ii) 計算表：表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は Excel2016）
 - iii) 画像：BMP 形式又は JPEG 形式
 - iv) 上記により難しい場合は、調査職員と協議するものとする。
- (3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。
- (4) 以上の成果物の電子媒体は、CD-R もしくは DVD-R とする。

2-5（その他）

- (1) 当該業務遂行のために必要な資料等は、受注者に貸与するが、必要がなくなった場合、もしくは業務完了後は速やかに発注者へ返却しなければならない。
- (2) 受注者は、当該業務の成果品の編集にあたっては、調査職員と十分に協議しなければならない。
- (3) 受注者は、本仕様書、設計書等に記載された事項の解釈について、疑義が生じた場合は、ただちに調査職員と協議しその指示に従わなければならない。
- (4) 受注者は、本仕様書、設計書等に明記のない細部について疑義が生じた場合は、ただちに調査職員と協議し、その指示に従わなければならない。

別紙

枚方市駅周辺土地区画整理事業に係る環境影響評価項目について

項目	工事中	施設等の存在	施設等の供用		調査方法（想定）
			土地区画整理事業	建築物	
大気質	○ 二酸化窒素、浮遊粒子状物質、 粉じん等		○ 二酸化窒素、浮遊粒子状物質	△ 二酸化窒素、浮遊粒子状物質	既存資料
水質	○ 浮遊状物質				水質調査SS年4回 既存資料
地下水	○				既存資料
騒音及び振動	○ 騒音、振動		○ 騒音、振動	△ 騒音、振動	騒音振動計測(平日、休日)
悪臭					
地盤沈下	○				既存資料
土壌汚染	○				資料調査
廃棄物及び発生土	○ 一般廃棄物、産業廃棄物、発生土				資料調査
交通	○(工事車両) 交通混雑、交通安全、交通経路		○(通過交通) 交通混雑、交通安全、交通経路	○(発生集中交通) 交通混雑、交通安全、交通経路	車両、自転車・歩行者調査
日照阻害		△			資料調査、想定建築物
電波障害		△			資料調査、想定建築物
風害		△			資料調査、想定建築物
コミュニティ	○	○	○		資料調査
景観		○(都市景観)			資料調査
文化財	○				岡東遺跡の埋蔵文化財包蔵地
気象					
地象					
水象					
生態系	○				四季調査
人と自然とのふれあい活動の場			○		現地調査
地球環境	○		○		資料調査

○：土地区画整理事業（評価対象）

△：建築物（参考予測 概ね7棟を想定）